

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2236号)

令和2年2月20日

横情審答申第2236号

令和2年2月20日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年11月28日教人児第1649号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る市民の声の全て」の
一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る市民の声の全て」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年6月19日付で行った「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る市民の声の全て」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、到達番号及び問合せ番号は、投稿者本人しか知りえない情報であり、その番号を電子申請システムに入力することで、投稿内容（氏名、アドレス、提案内容等）が全て表示されることにより、特定の個人が識別される個人情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

提案内容のうち非開示とした部分は、投稿者の見解や主張等が具体的に記載されている。当該記載内容は、文章の内容自体や書き方等から特定の個人が識別される可能性があり、また、非開示とした部分は、投稿者の見解等が率直に記載されたものであり、投稿者個人の人格に密接に関わる情報であることから、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

投稿者は、通常、提案内容の原文が公にならないことを前提に投稿していると考えられる。このような提案内容の原文を公にするという取扱いをすると、市民との信頼関係が損なわれ、自身が投稿した内容見解や主張等を他者に知られることを望まない市民が、率直な意見を述べなくなったり、抽象的な記載にとどめたり、投稿すること自体をやめてしまうことが想定される。その結果、市民に関する個別具体

的な説明や回答ができなくなり、市民の率直な意見等を聴き取り、市政、市の施策及び事業に適切に反映させることが困難となる。これを公にすることにより、市民の声事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 提案内容のどの部分が「見解」であり、どの部分が「主張」であり、どの部分が「内心の秘密情報」であって、その各々の個人情報が開示されることによって、投稿者のいかなる権利を侵害し、いかなる利益を損ねるかの理由付記が全くない。
- (2) 提案内容が開示されると被る被侵害事実とは何で、公開する利益より優先する保護が図られなければならない法的保護に値する保護すべき個人情報が提案内容に存するのか否か、その理由を付記しなければならないが、全く理由付記がない。
- (3) 各々の提案文は一部開示決定通知書記載「6 根拠規定を適用する理由(3)」に該当する内容とは思われない単純な意見や感想を述べた提案文であると思われるから、実施機関横浜市教育委員会は前記(1)及び(2)の理由付記を伴った一部開示決定書を作成しなければ瑕疵ある行政処分として非開示とした部分の取消しは免れない。

5 審査会の判断

(1) 市民の声事業に係る事務について

ア 横浜市では、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）を定め、市民の声事業を行っている。この要綱は、横浜市に様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等に係る情報（以下「市民の意見等」という。）を管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てることを目的としている。

市民の意見等は、市民からの提案、市長陳情、区長陳情、地域区民要望及び市政ダイレクト広聴に区分されている。

イ 市民の意見等の公表に関しては、「市民の声」の公表の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「公表要綱」という。）を定めている。公表要綱では、寄せられた市民の意見等の要旨、回答等を横浜市ホームページで

公表することにより、市政の透明性の確保、市政に対する疑問解消及び市民間の情報共有を図るとともに、市民からの更なる建設的な意見を促し、それらを施策に反映させていくという広聴と施策の好循環を促進することを目的としている。公表要綱によれば、公表の対象となるのは「市民からの提案」及び「市長陳情」として受け付け、文書又は電子メールにより回答したものであり、寄せられた意見等の要旨及び回答を原則として公表することとされている。また、公表の取扱いについては、横浜市ホームページ及び市民からの提案の投稿用紙に明示されている。

ウ 教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（平成29年当時。現在は、教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課）では、児童生徒指導、教育相談、不登校対策等に関して寄せられる市民の意見等について、市民の声要綱及び公表要綱に基づく事務を行っている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成29年5月31日に横浜市長がいじめの被害児童に対して謝罪したことについて、横浜市ホームページの市民からの提案の投稿フォームを用いて投稿された市民の意見等及び電子メールで寄せられ市政ダイレクト広聴として取り扱われた市民の意見等である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、到達番号、問合せ番号、氏名、ふりがな、メールアドレス、提案内容（意見、要望、提案、苦情等の本文に該当する部分をいう。以下同じ。）の一部を非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、「（氏名、ふりがな、メールアドレス）これらの情報は識別非開示個人情報であるから認める。」と記載していることから、本件審査請求においては、氏名、ふりがな及びメールアドレス以外の部分に限定して開示を求めているものと解される。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会が本件審査請求文書に係る提案内容のうち非開示とされた部分を見分したところ、全体として投稿者の率直な意見、主張等が具体的に記載されていた。

市民からの意見等の公表については上記(1)イのとおり取り扱われていることから、投稿者は、提案内容の要旨は公表されることとしても、原文は公にならないことを前提に投稿しているものと考えられる。

仮にこれらの情報を公にすると、今後、投稿者が行政運営に対する率直な意見、要望、提案、苦情等を述べることをためらうようになり、遠回しな提案になることが想定される。

したがって、提案内容を開示すると、市民の率直な声を聴く機会を失うこととなり、市民満足度の向上及び共感と信頼の市政の推進に役立てるという市民の声事業の目的を達成することに支障を及ぼすおそれがあるという、実施機関の説明は是認できる。

以上のことから、提案内容は、公にすると、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、到達番号及び問合せ番号は個人に関する情報であって、組み合わせることにより特定の個人が識別されるとして、非開示としている。

ウ 当審査会が確認したところ、横浜市ホームページの市民からの提案の投稿フォームを用いて投稿した場合、投稿者は、横浜市電子申請・届出サービスの申請状況照会の画面で到達番号と問合せ番号を入力することによって投稿内容を確認することができる仕組みとなっていた。

到達番号及び問合せ番号は、投稿者本人しか知り得ない個人に関する情報であり、仮に当該番号を申請状況照会画面から入力すると、氏名、メールアドレス、提案内容等の投稿内容の全てが明らかとなり、特定の個人が識別されることとなるため、本号本文前段に該当する。また、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ その他、実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分については、条例第7条第2項第6号に該当すると判断したため、本号の該当性について改めて

判断するまでもない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年11月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年12月19日 (第310回第一部会) 平成29年12月21日 (第225回第三部会) 平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・諮問の報告
令和元年6月20日 (第248回第三部会)	・審議
令和元年7月18日 (第249回第三部会)	・審議
令和元年8月22日 (第250回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和元年9月19日 (第251回第三部会)	・審議
令和元年10月17日 (第252回第三部会)	・審議
令和元年11月1日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
令和元年11月18日 (第253回第三部会)	・審議
令和2年1月16日 (第255回第三部会)	・審議